

広報こおり お知らせ版

令和4年
2月2日

総合政策課発行

新型コロナウイルス感染症対策 緊急町長メッセージ

町民の皆さまへ
事業主の皆さま・施設管理者の皆さまへ
新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いオミクロン株が猛威を振るい、全国各地で連日過去最多を更新するなど、未だかつてないペースで感染が拡大し続けています。県内でも、連日複数のクラスターが発生し、感染拡大に歯止めがかからない状況にあり、県は、独自の「福島県非常事態宣言」を発令し、2月20日までの間、県内全域に「まん延防止等重点措置」を適用しました。
本町においても新規感染者が確認されており、今後、当面の間、公共施設の一時的休止など、感染対策を強化することに

しましたので、ご理解をお願いします。
皆さまにおかれましては、感染リスクの高い行動は控えていただき、また、営業時間短縮の要請時間以降の飲食店などの利用はお控え願います。
オミクロン株は今までにない感染力で家庭や職場、学校などに広がっています。非常に大事な局面であると考えていただき、ご自身と大切な人の命と健康を守るため、強い危機意識をもち、基本的な感染対策の徹底と慎重な行動をとっていただくよう、切にお願い申し上げます。
令和4年1月29日
桑折町新型コロナウイルス感染症対策本部長 桑折町長 高橋宣博

福島県非常事態宣言【1月30日～2月20日】

＜町民の皆さまへ＞

- ①混雑している場所や感染リスクの高い場所への外出・移動や不要不急の都道府県間の移動を控えること。
- ②営業時間短縮の要請時間以降、飲食店などに入りしめないこと。対策未徹底の飲食店の利用を自粛すること。同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛すること。

＜事業主・施設管理者の皆さまへ＞

【飲食店など】 営業時間短縮や酒類提供の自粛にご協力ください。

- ・ふくしま感染防止対策認定店 ①5時～21時まで（酒類提供は20時まで）
②5時～20時まで（酒類提供は終日自粛）のいずれか
- ・認定を受けていない飲食店など 5時～20時まで（酒類提供は終日自粛）

※要請に協力いただいた場合、協力金が支給されます。

■対象 飲食店、時短営業などにより売り上げが減少した中小法人、個人事業者など

■相談窓口 福島県時短要請コールセンター

【全ての事業者】・職場内の感染防止対策を徹底 ・人と人との接触機会の低減

・事業継続計画（BCP）の再確認や策定

※薬局などでの無料検査（PCR・抗原定性等検査）の期間が2月28日曜日まで延長されました。感染の不安を感じる人（無症状者に限る）は、検査をお受けください。

水道管凍結・破裂に注意を

寒波の影響により、水道破裂の被害が多発しています。冬場に気温が氷点下になる場合は、保温材料を当て、ビニールテープをすき間なく巻いたり、タオルの上からぬるま湯をかけるなどの対策をしましょう。



ワクチン接種会場でマイナンバーカード・ポイント申し込みできます

新型コロナウイルスワクチン3回目接種会場のやすらぎ園で、マイナンバーカードの申請とマイナポイントの申し込みを受け付けます。

■日時 ご自身のワクチン接種時

■場所 保健福祉センター「やすらぎ園」

■持ち物

【マイナンバーカード申請】

- ・個人番号カード交付申請書
- ・住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）
- ・通知カードまたは個人番号通知書★
- ・本人確認書類

★を持っている→Aを1点。Aがない場合はBを2点。

★を持っていない→Aを2点。Aが2点ない場合はAとBを各1点。

A：本人確認書類【官公庁発行の顔写真付書類】
運転免許証、パスポートなど

B：本人確認書類【氏名・住所・生年月日が分かるもの】
健康保険証、診察券など

【マイナポイント申し込み】

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書用）

・好きなキャッシュレス決済サービスのIDが分かるもの（ICカード、専用アプリなど）

※申し込みができる決済サービスはこちら→

★マイナポイント第2弾が始まりました。カードを取得後、申し込むことで最大2万円分のポイントがもらえます。

☎ 税務住民課 住民係 ☎ 582-2114



令和4年産米の放射性物質吸収抑制対策

☎ 産業振興課 農林振興係 ☎ 582-2126

原発事故の被害からの復旧後、初めて作付けを再開する水田は土壌分析の実施とカリ質肥料の施用が必要です。桑折町内で対象となる水田を所有または耕作する人は、2月28日曜までに産業振興課へご連絡ください。

いよいよ始まります 令和3年分確定申告相談

■受付期間

2月9日(木)～3月15日(木) (土日祝日を除く)
※ただし、2月23日(祝)は開設します。

なお、2月9日(木)、10日(金)は公的年金受給者を対象に申告相談を受け付けます。

■受付時間

9:00～11:00、13:00～16:00

※役場の開庁時間は、8:30です。

■受付場所 役場 1階 町民ロビー

※その他詳しくは広報1月号をご覧ください。

◎今年から町のホームページで申告会場の混雑状況を表示します。来場される前の目安としてご確認ください。→



■国税に関する質問・相談

【電話相談センター】

国税に関する一般的な相談は、仙台国税局の職員がお答えします。(福島税務署 ☎531-3121)に電話し、音声ガイダンスに従って、「1」番を選択してください。

【タックスアンサー】

よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載していますので、ぜひご利用ください。

国税務住民課 課税係 ☎582-2114

令和3年度住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給付金

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。給付金を受給するためには手続きが必要です。

■給付対象世帯

- ①令和3年度住民税非課税の世帯
- ②令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(以下、家計急変世帯)

■給付額 1世帯あたり10万円

■給付方法

- ①令和3年度住民税非課税の世帯
対象と思われる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きますので、記載内容を確認し、必要事項を記入の上、提出してください。
※未申告者は申告後、非課税である場合には確認書を送付します。
※住民税が課税されている別世帯の親族などから扶養を受けている場合は対象外です。

- ②家計急変世帯

給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要な事項を記入して、添付書類とともに提出してください。詳しくはホームページをご確認ください。

■受付期間

- ①令和3年度住民税非課税の世帯…3月31日まで
- ②家計急変世帯…9月30日まで

■給付時期 確認書および申請書受付後、順次給付
健康福祉課 福祉係 ☎582-1133

税理士による「確定申告 および税の無料相談会」

〈福島税務相談所〉

面接相談のみ(完全予約制・相談時間30分)

■日時 2月14日(月)～3月9日(木)

10:00～16:00(土日祝日を除く)

■電話申込受付 連絡先: ☎534-3907

平日9:30～16:30(土日祝日を除く)

■相談内容

所得税・相続税・贈与税など税に関すること

※新型コロナ対策をお願いします。

※新型コロナウイルス感染状況により開催中止を含め変更となる場合があります。

■主催 東北税理士会福島支部
(福島市森合町14番29号)

Jアラートの試験を行います

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。

この試験は、全国瞬時警報システム(Jアラート※)を用いた試験で、桑折町以外の地域でもさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

■日時 2月16日(木) 11:00ごろ

■試験放送について 町内の公共施設などに設置してある屋外スピーカーから、一斉に「これはJアラートのテストです」と放送されます。

※地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

生活環境課 危機管理係 ☎582-2123

内部被ばく検査

■日時 2月7日(月)、24日(木) 10:00～16:00

■場所 保健福祉センター「やすらぎ園」

■予約・問い合わせ先

健康福祉課 健康増進係 ☎582-1133

◎前日までに、電話予約をお願いします。

こおりプレミアム商品券 (第2弾)

使用期限は2月28日(月)です。

お早めにご使用ください。

産業振興課 商工観光推進室 ☎582-2126



特定廃棄物埋立て処分事業に係る搬出作業にご協力を

環境省において、伊達地方衛生処理組合から下記の期間、特定廃棄物の搬出を行います。期間中は、桑折ピーチラインを大型車両が通行しますので、住民の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■期間 令和4年2月～6月

固伊達地方衛生処理組合 ☎ 582-2051

生活環境課 エネルギー環境対策係

☎ 582-2123

県北都市計画地区計画(下郡上代・下郡下地区)の決定計画書(案)を縦覧します

都市計画法 34 条 11 号の区域指定により県北都市計画地区計画(案)の縦覧を次のとおり行います。

■縦覧期間 2月2日(火)～16日(日)

■閲覧場所 役場 2階 まちづくり推進課

※意見書について、詳しくはHPをご覧ください。

固まちづくり推進課 都市整備係 ☎ 582-2124

令和4年度採用会計年度任用職員(フル・パートタイム職員)を募集

勤務場所	職種	採用予定人員	勤務時間・給与・社会保険・勤務内容など	資格
健康福祉課	フルタイム	助産師 1人	8:30～17:15 週5日 【月給】172,700円～ 健康保険、厚生年金保険 訪問指導、健康教育、母乳相談、乳幼児健診など	助産師の資格を有するまたは令和4年3月末までに取得見込みの者
	パートタイム	一般事務 1人	9:00～16:00 週5日 【時給】945円～ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険 介護保険業務に関する事務補助	ワードおよびエクセルの基本操作ができる人

■雇用期間 4月1日から令和5年3月31日まで

■要件に応じて、下記手当の支給あり

通勤手当、超過勤務手当、期末手当、退職手当

※桑折町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例などに基づき支給

■応募方法 履歴書(任意様式可)を用意の上、

助産師→2月18日(金)まで、健康福祉課 子育て支援係に直接持参または郵送

一般事務→2月18日(金)まで、健康福祉課 介護保険係に直接持参または郵送

■試験方法 一次：書類審査 二次：個別面接など

※試験の合否発表は後日、本人宛てに通知します。

■郵送・問い合わせ先

〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7

健康福祉課 子育て支援係 ☎ 582-1133

健康福祉課 介護保険係 ☎ 582-1134

令和4年度採用会計年度任用職員(パートタイム職員)募集

勤務場所	職種	採用予定人員	勤務時間・給与・社会保険・勤務内容など	資格
町内各小中学校	パートタイム	特別支援教育支援員 1人	1日7時間 週5日 年間215日程度※ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険 児童生徒に対する学校生活全般での支援 個別学習支援、引率・指導補助など 【日給】6,619円～(有資格者7,169円～)	健康で児童生徒の支援に意欲のある者 教員免許所持または支援員の経験があれば尚可

※勤務箇所により、勤務時間帯が多少異なります。

※通年雇用となりますが、長期休業中は勤務を必要としません(研修、授業準備期間を除く)。

■給与について 上記給料(報酬)は初任給(経験年数考慮、昇給あり)・桑折町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例などに基づき支給

パート：通勤手当、超過勤務手当、期末手当

■提出書類および申し込み受付

下記書類をこども教育課へ提出。

①履歴書 ②資格を有することを証する書類

■試験方法 一次：書類審査 二次：個別面接など

※試験の合否発表は後日、本人宛てに通知します。

■応募期限 2月16日(日) (郵送必着)

■郵送・問い合わせ先 〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7 桑折町教育委員会内

こども教育課 こども教育係 ☎ 582-2403

令和3・4年度採用会計年度任用職員(フル・パートタイム職員)を募集

令和3年度採用 (職種および採用予定人員、資格など)

勤務場所	職種		採用予定人員	勤務時間・給与など	資格
醸芳保育所	フルタイム	保育士	3人程度	7:30～19:00の間の7時間45分…週5日・土曜日有 ・採用決定後から令和4年3月31日まで雇用 ・月給166,700円 ・入所児(0～2歳児)の保育全般	保育士または幼・小・養護いずれかの教諭資格を有する者
	パートタイム	保育士または保育士補助	若干名	7:30～19:00の間の5時間程度…週5日 ・採用決定後から令和4年3月31日まで雇用 ・資格有 時給1,024円、資格無 時給945円 ・入所児(0～2歳児)の保育全般	健康で児童の保育に意欲のある者、なお、保育士または幼・小・養護いずれかの教諭資格を有する者であればなお可
醸芳幼稚園 <small>室・児童クラブ・各放課後児童クラブ保育室</small>	パートタイム	代替支援員※	—	平日13:30～19:00の間の3～5.5時間程度 長期休業期間中(春休みなど) 7:30～19:00の間の5時間程度…土曜日有(勤務時間帯および勤務時間数・場所変則) ・採用決定後から令和4年3月31日まで雇用 ・資格有 時給1,024円、資格無 時給945円	健康で児童の保育に意欲のある者、なお、社会福祉士・保育士、幼・小・中・高いいずれかの教諭資格を有する者または放課後児童支援員認定資格を有する者であればなお可
			—	8:00～13:30の5時間30分 ・採用決定後から令和4年3月31日まで雇用(長期休業中は預かり・放課後児童保育業務のため、勤務時間帯および勤務時間数・場所変則) ・資格有 時給1,024円、資格無 時給945円	健康で児童の保育に意欲のある者、なお、幼稚園教諭または保育士・小学校教諭の資格を有する者であればなお可

※職員が休む時に、その職員の代わりに仕事をしてもらう。指定する日に勤務可能な場合、依頼する。(登録制)

令和4年度採用 (職種および採用予定人員、資格など)

勤務場所	職種		採用予定人員	勤務時間・給与など	資格
醸芳保育所	フルタイム	保育士	7人	7:30～19:00の間の7時間45分…週5日・土曜日有・12か月雇用 ・入所児(0～2歳児)の保育全般	保育士または幼・小・養護いずれかの教諭資格を有する者
		栄養士	1人	8:00～16:45の7時間45分…週5日・土曜日有・4か月雇用 令和4年4月1日から7月31日まで雇用(更新なし) ・月給166,700円 ・献立作成・栄養計算・調理・食材発注納品チェック	栄養士の資格を有する者か、令和4年3月末までに取得見込みの者
醸芳幼稚園		教諭	1人	7:20～16:45の間の7時間45分…週5日・10か月雇用 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで雇用 ・月給166,700円〔長期休業中は放課後児童保育業務のため、勤務時間・場所変則〕 ・入園児(3～5歳児)の教育全般 教育・保育全般	幼稚園教諭の資格を有する者か、令和4年3月末までに取得見込みの者
クラブ放課後児童保育室	パートタイム	支援員	1人	15:30～17:30の間の2時間…週5日・12か月雇用(勤務時間帯・場所変則) *超過勤務あり ・資格有 時給1,024円、資格無 時給945円 ・小学校(1～6年)の保育および施設内清掃等	健康で児童の保育に意欲のある者、なお、幼稚園教諭または保育士・小学校教諭の資格を有する者であればなお可

■提出書類および申し込み受付

下記書類をこども教育課(教育委員会内)へ提出。

- ①町指定の履歴書(こども教育課で配布する他、ホームページからダウンロードできます。)
 - ②資格を有することを証する書類(免許状や保育士証、認定資格研修修了証などのコピー)
- 令和3年度採用…随時受付、令和4年度採用…2月18日(金)まで受付(郵送の場合も同日必着)

■試験方法 一次:書類審査 二次:個別面接など

※試験の可否発表は後日、本人宛てに通知します。

- ・給料は、行政職給料表に基づき支給します。
- ・一定要件を満たす場合、通勤手当などを支給します。
- ・健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入します。

■雇用開始時期 令和3年度採用…3月1日～、令和4年度採用…4月1日～

◎保育業務を参観したい場合は、下記へ連絡ください。

■郵送・問い合わせ先

〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7
桑折町教育委員会内
こども教育課 幼児教育係 ☎582-2403